

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十一号

奈良県税条例の一部を改正する条例

第一条 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十条の二第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十四条中「同条第七項」を「同条第六項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第二十六条の四第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改める。

第三十条の九第一項中「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表第一号中「及び同日までに終了する各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）分の法人税割」及び「及び各連結事業年度分の法人税割」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額（法第二十三条第一項第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は当該個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は個別帰属法人税額」、「当該連結事業年度」及び「前連結事業年度」を削る。

第三十条の十第一項の表第一号才中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改め、同条第二項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十二条の四第二項中「第五項」を「第三項」に改める。

第三十二条の五第一項中「又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）」及び「又は個別帰属損金額（法人税法第八十

一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。」を削る。

第三十八条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第八条の十二第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第十二条の二第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十五条の三第一項の表附則第十二条の二第三項の項及び同条第三項の表附則第十二条の二第三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「第三十五条の二」を「、第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則二十条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第二十一条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第二項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の第二十六条の二第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県税条例第三十八条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附

則第五条の規定 令和二年十月一日

二 第一条中奈良県税条例第二十条の二第二項第二号、第二十四条及び第二十六条の第四一項ただし書の改正規定、同条例附則第十二条第一項、第十二条の二第三項及び第十五条の三の改正規定並びに同条例附則第二十一条を同条例附則第二十二条とし、同条例附則第二十条の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定 令和三年一月一日

三 第二条及び附則第六条の規定 令和三年十月一日

四 第一条中奈良県税条例第三十条の九第一項から第六項まで並びに第三十条の十第一項の表及び同条第二項の改正規定、同条第五項を削る改正規定並びに第三十二条の四第二項及び第三十二条の五第一項の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第七条（奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）第三条第二項の改正規定（「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 令和四年四月一日

五 第一条中奈良県税条例第二十条第三項の改正規定 規則で定める日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例第二十条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十四条及び第二十六条の四第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百六十一号）で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、前条第二号に掲げる規定による改正後の

奈良県税条例附則第二十一条の規定を適用することができる。

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「四号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が四号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び四号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例（以下「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、四号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（たばこ税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった

葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（奈良県森林環境税条例の一部改正）

第七条 奈良県森林環境税条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改める。